

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2022年2月18日
【会社名】	明治電機工業株式会社
【英訳名】	MEIJI ELECTRIC INDUSTRIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉脇 弘基
【本店の所在の場所】	名古屋市中村区亀島二丁目13番8号
【電話番号】	052-451-7661（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部長 渥美 芳英
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中村区亀島二丁目13番8号
【電話番号】	052-451-7661（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部長 渥美 芳英
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 1,154,730,000円 オーバーアロットメントによる売出し 182,674,500円 （注）1．募集金額は、発行価額の総額であり、2022年2月10日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2．売出金額は、売出価額の総額であり、2022年2月10日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1．今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2．上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2022年2月18日(金)の取締役会決議(会社法第370条及び当社定款第27条の規定により、2022年2月18日(金)に取締役会の決議があったものとみなされる。以下当社の取締役会の決議に関する記載につき同じ。)によります。

2. 上記発行数は、2022年2月18日(金)の取締役会決議により決定された公募による新株式発行に係る募集株式数500,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数500,000株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集(以下「一般募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3. 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4. 一般募集とは別に、2022年2月18日(金)の取締役会決議により、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決定しております。

5. 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

6. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

2022年3月2日(水)から2022年3月7日(月)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

##### (1)【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当		-	-	-
その他の者に対する割当		-	-	-
一般募集	新株式発行	500,000株	577,365,000	288,682,500
	自己株式の処分	500,000株	577,365,000	-
計(総発行株式)		1,000,000株	1,154,730,000	288,682,500

(注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。なお、一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、2022年2月10日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## （２）【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）１．２． 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 （注）１．２．	未定 （注）１．	100株	自 2022年3月8日(火) 至 2022年3月9日(水) （注）３．	1株につき発行価格と同一の金額	2022年3月11日(金) （注）３．

（注）１．日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、2022年3月2日（水）から2022年3月7日（月）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を一般募集における新株式発行に係る発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.meijidenki.co.jp/ja/ir.html>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

２．前記「２ 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で2022年3月1日（火）から2022年3月7日（月）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、2022年3月2日（水）から2022年3月7日（月）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が2022年3月2日（水）の場合、申込期間は「自 2022年3月3日（木） 至 2022年3月4日（金）」、払込期日は「2022年3月8日（火）」

発行価格等決定日が2022年3月3日（木）の場合、申込期間は「自 2022年3月4日（金） 至 2022年3月7日（月）」、払込期日は「2022年3月9日（水）」

発行価格等決定日が2022年3月4日（金）の場合、申込期間は「自 2022年3月7日（月） 至 2022年3月8日（火）」、払込期日は「2022年3月10日（木）」

発行価格等決定日が2022年3月7日（月）の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

４．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当します。
6. 申込証拠金には、利息をつけません。
7. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が2022年3月2日(水)の場合、受渡期日は「2022年3月9日(水)」

発行価格等決定日が2022年3月3日(木)の場合、受渡期日は「2022年3月10日(木)」

発行価格等決定日が2022年3月4日(金)の場合、受渡期日は「2022年3月11日(金)」

発行価格等決定日が2022年3月7日(月)の場合、受渡期日は「2022年3月14日(月)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

### (3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 名古屋駅前支店	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	940,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額をそれぞれ払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	30,000株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	30,000株	
計		1,000,000株	

#### 4【新規発行による手取金の使途】

##### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,154,730,000	15,000,000	1,139,730,000

- (注) 1. 払込金額の総額（発行価額の総額の計）、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における新株発行及び自己株式の処分に係る、それぞれの額の合計額であります。
2. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
3. 払込金額の総額（発行価額の総額の計）は、2022年2月10日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

##### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,139,730,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限169,209,500円と合わせ、手取概算額合計上限1,308,939,500円について、2022年8月末までに900,000,000円を当社豊田支店の新社屋建設に係る費用の一部に、2024年10月末までに150,000,000円を当社におけるFC（産業用燃料電池）発電機等の開発費用に、残額を2023年8月末までに当社基幹システムの更新費用の一部に充当する予定であります。

豊田支店の新社屋建設は、今後拡大が見込まれる自動車関連企業等におけるCASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）対応への設備投資需要を取り込むため、従来の約3倍程度に支店規模を拡大することで営業力強化や業務の効率化を図るものであります。また、開発中のFC発電機を設置し水素利活用のモデル事業所として活用することでFC発電機の販売拡大を図り、産業界におけるカーボンニュートラルへの貢献につなげてまいります。

FC発電機は、クリーンな水素社会の実現に向けて、工場やホテル、店舗、データセンター等での無停電電源装置、基地局用災害対策バックアップ電源、水素ステーションでの水素活用、防災拠点のBCP（事業継続計画）対策電源などでの利用を想定しております。

基幹システムの更新は、主に販売及び会計に係るシステムの更新であり、データ分析の効率化によるマーケティングの強化や、物流システムとの連携効率化によるコスト削減等を企図しており、当社の持続的成長を支えるシステム基盤を確立してまいります。

なお、設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

## 第2【売出要項】

## 1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	150,000株	182,674,500	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村證券株式会社

（注）1．オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.meijidenki.co.jp/ja/ir.html>）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

## 2．振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

## 3．売出価額の総額は、2022年2月10日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1．	自 2022年3月8日（火） 至 2022年3月9日（水） （注）1．	100株	1株につき売 出価格と同一 の金額	野村證券株式会 社の本店及び全 国各支店		

（注）1．売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

## 2．株式の受渡期日は、2022年3月14日（月）（ ）であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

## 3．申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

## 4．申込証拠金には、利息をつけません。

## 5．株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社から当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、150,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は2022年2月18日（金）の取締役会決議により、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、2022年3月29日（火）を払込期日として行うことを決定しております。（注）1．

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から2022年3月23日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2．）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に達しない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）1．本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 150,000株
(2) 払込金額の決定方法	発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。
(3) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(4) 割当先	野村證券株式会社
(5) 申込期間（申込期日）	2022年3月28日（月）
(6) 払込期日	2022年3月29日（火）
(7) 申込株数単位	100株

### 2．シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が2022年3月2日（水）の場合、「2022年3月5日（土）から2022年3月23日（水）までの間」

発行価格等決定日が2022年3月3日（木）の場合、「2022年3月8日（火）から2022年3月23日（水）までの間」

発行価格等決定日が2022年3月4日（金）の場合、「2022年3月9日（水）から2022年3月23日（水）までの間」

発行価格等決定日が2022年3月7日（月）の場合、「2022年3月10日（木）から2022年3月23日（水）までの間」

となります。

## 2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である合同会社ワイコーポレーション、株式会社三菱UFJ銀行、林正弘、吉田年章、オムロン株式会社、三井住友信託銀行株式会社及び安井博子は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴ  を記載いたします。
- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。
  1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて
    - (1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(\*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(\*2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(\*3)の決済を行うことはできません。
    - (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家がその行った空売り(\*2)に係る有価証券の借入れ(\*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
  - \*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、2022年2月19日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が2022年3月2日から2022年3月7日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
  - \*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
    - ・先物取引
    - ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
    - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
  - \*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。
- 2. 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.meijidenki.co.jp/ja/ir.html>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。
- ・表紙の次に、以下の「1 会社概要」から「4 業績等の推移」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。

## 1 会社概要

商号	明治電機工業株式会社
代表者	代表取締役社長 杉脇 弘基
設立	1920年（大正9年）7月
資本金	1,311百万円
連結売上高	63,910百万円（2021年3月期）

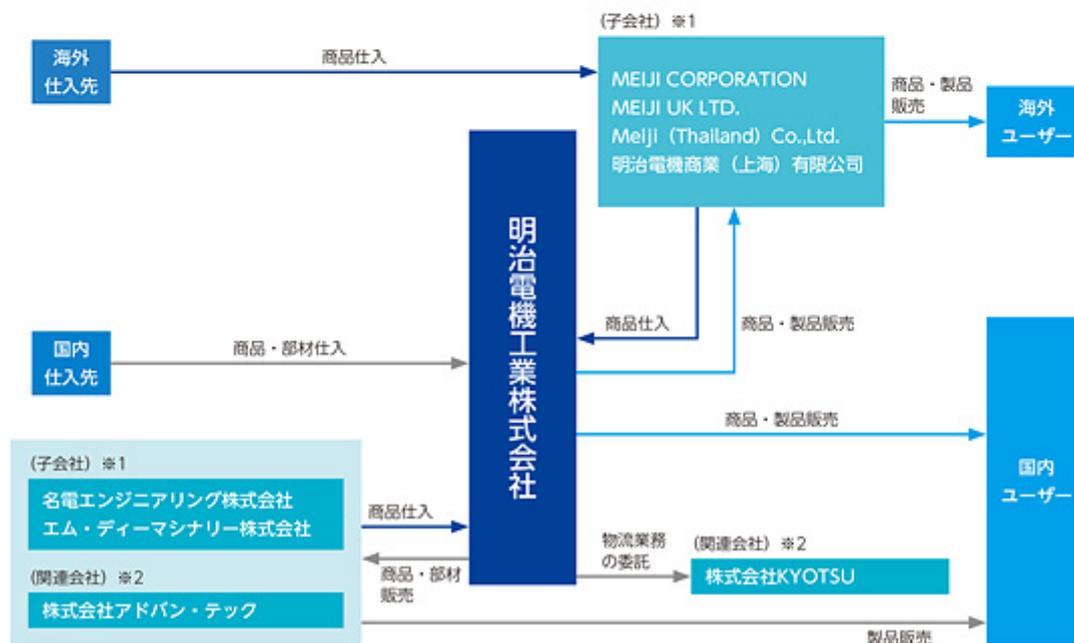


本社

## 2 事業概況

当社グループは、当社、子会社6社（MEIJI CORPORATION、MEIJI UK LTD.、名電エンジニアリング株式会社、エム・ディーマシナリー株式会社、明治電機商業（上海）有限公司、Meiji (Thailand) Co.,Ltd.）及び関連会社2社（株式会社KYOTSU、株式会社アドバン・テック）で構成されており、当社の第1～第4営業本部、ソリューション事業本部、MEIJI CORPORATION及びMEIJI UK LTD.で、制御機器、産業機器、計測機器等の販売を、当社エンジニアリング事業本部で、産業機器として検査装置、生産支援システムなど自社開発製品の設計、製造等を、主な事業としております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



※1 連結子会社

※2 関連会社で持分法非適用会社

当社グループは単一セグメントのためセグメント情報を記載しておりませんので、品目別の主な取扱商品を次に記載しております。

品目別	主な取扱商品			
制御機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>●プログラマブルコントローラ</li> <li>●操作表示器</li> <li>●画像処理装置</li> <li>●センサー・リレー</li> </ul>			
産業機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産業用ロボット</li> <li>●溶接機</li> <li>●受配電設備</li> <li>●空調設備機器・機械設備</li> </ul>			
計測機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電子計測器</li> <li>●工業計器</li> <li>●現場測定器</li> <li>●記録装置・恒温槽</li> </ul>			
電源機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安定化電源</li> <li>●無停電電源</li> <li>●電子負荷装置</li> <li>●特殊電源</li> </ul>			
実装機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>●チップマウンター</li> <li>●リフロー炉</li> <li>●基板検査装置</li> </ul>			

当社グループは、上記の商品を、ユーザーの商品開発、生産技術、設備保全、購買などの部門に対し、単なる商社活動だけでなく、FAエンジニアリング力を駆使したシステム提案の形で営業活動を行い、販売に結び付けております。

商品は、仕入先メーカーの標準品が中心となっておりますが、自社内のエンジニアリング事業本部に加え、名電エンジニアリング株式会社、エム・ディーマシナリー株式会社、株式会社アドバン・テック及び豊富な外注先において、設計、製造を行い、個別ニーズに対応できる体制を整備しております。

また、特定分野については、必要とするソフトウェア開発を行う機能とともに、保守、修理等を行う機能も保有しており、ユーザーの幅広いニーズに応えるように努めております。

### ① 国内営業体制について

当社では、第1～第4営業本部及びソリューション事業本部において、地域に根差した活動を行うとともに、新商材・新規顧客の開発を図るなど、商社の原点に立ち返った営業展開を行っております。また、分野別のメーカー代行型セールスエンジニア部門とシステム案件に対応する部門を有し、顧客へのソリューション提供並びにニーズに対応したシステムアップを行うことを目的に、活動しております。

また、エンジニアリング事業本部では、個別ニーズに対応したシステム商品の設計、製造を行っており、顧客の生産現場における多種多様なニーズに、機敏に応えられる活動を行っております。



高校風景



エンジニアリング事業本部

現在当社では、豊田支店の新社屋建設（2022年7月完成予定）を進めております。これは、今後拡大が見込まれる自動車関連企業等におけるCASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）対応への設備投資需要を取り込むため、従来の約3倍程度に支店規模を拡大し、営業力強化や業務の効率化を図るものであります。また、現在当社で開発中のFC（産業用燃料電池）発電機を設置し水素利活用のモデル事業所として活用することで、FC発電機の販売拡大を図り、産業界におけるカーボンニュートラルへの貢献につなげてまいります。

FC発電機は、グリーンな水素社会の実現に向けて、工場やホテル、店舗、データセンター等での無停電電源装置、基地局用災害対策バックアップ電源、水素ステーションでの水素活用、防災拠点のBCP（事業継続計画）対策電源などでの利用を想定しております。



豊田支店 新社屋 完成予想図



FC（産業用燃料電池）発電機 外観図

## ② 取扱商品について

当社グループでは、日本を代表する数多くのFA機器メーカーと強固なパイプを持ち、多彩な有力商品の中から顧客が必要とするものを、ベストチョイスで提供できる環境を整えております。

中でも、オムロン株式会社、横河電機株式会社、シュナイダーエレクトリックホールディングス株式会社、パナソニックグループ各社、日置電機株式会社、CKD株式会社など、大手電気機器メーカーの代理店として、太い商流を確保しており、Quality、Cost、Deliveryに係る顧客ニーズを的確に満たせるよう努めております。



脱炭素の実現に向けたカーボンニュートラル商品/インフレット

## ③ 業務管理体制について

当社グループでは、物流のシステム化を、営業戦略と同レベルに位置付けて、積極的に推進してまいりました。倉庫を一ヶ所に集約し、倉庫業務品質の改善、在庫管理の徹底、関連コストの低減等を図っております。

また、注文を受けた翌日には商品をお届けする1-Day Deliveryの体制も構築し、顧客満足度の向上に努めております。



物流センター

## ④ 海外営業体制について

当社グループの海外営業は、海外進出した国内取引先の現地におけるニーズに応えることを主な目的としており、トヨタ自動車株式会社及び関連各社をはじめとする海外工場をターゲットに拠点展開を行い、現地の幅広いニーズに対し、きめ細かな対応を行っております。



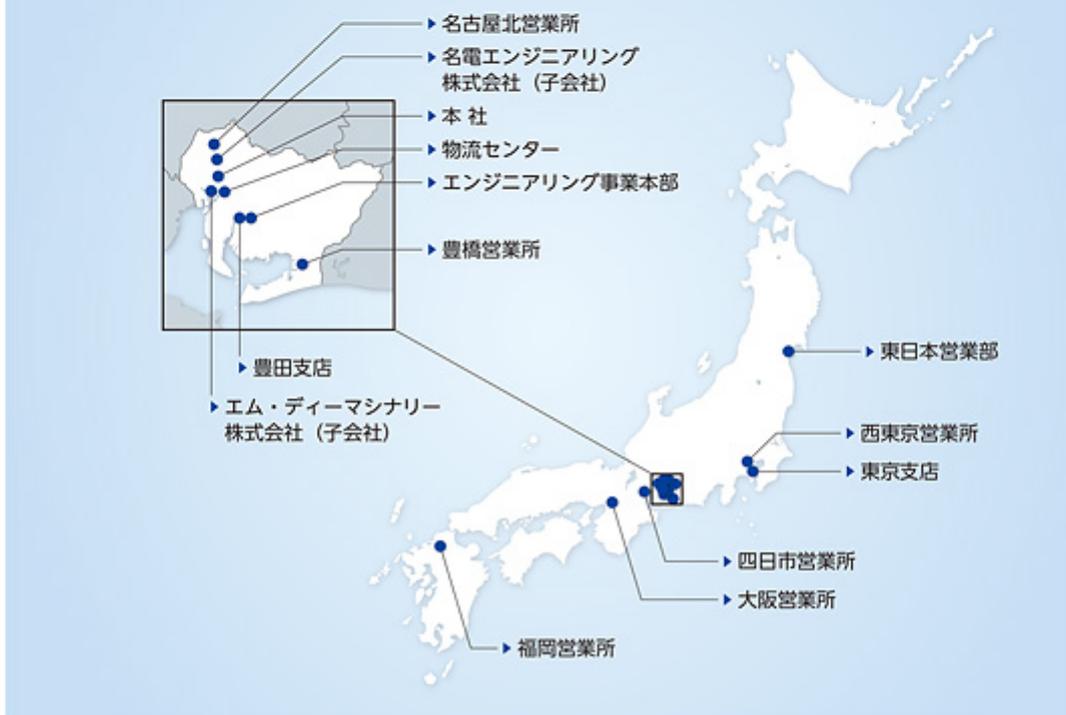
MEIJI CORPORATION (アメリカ)

### 3 ネットワーク

#### 海外ネットワーク



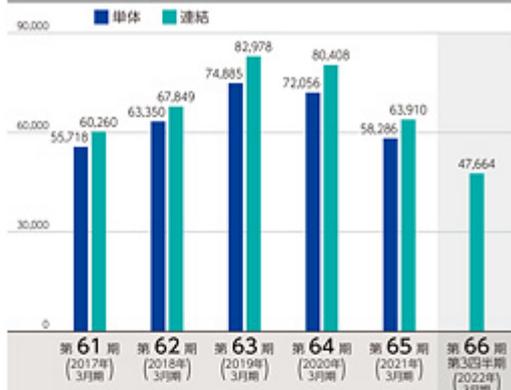
#### 国内ネットワーク



## 4 業績等の推移

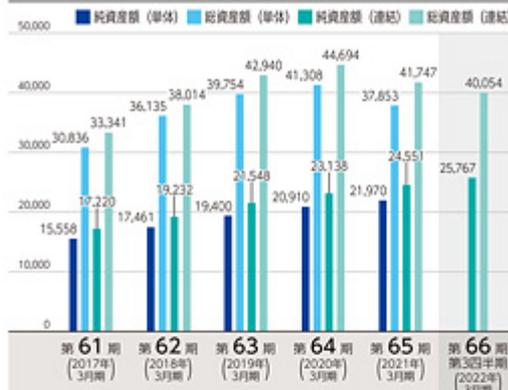
### ▶売上高

(単位:百万円)



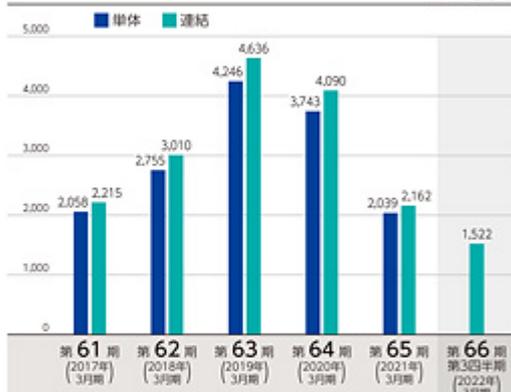
### ▶純資産額/総資産額

(単位:百万円)



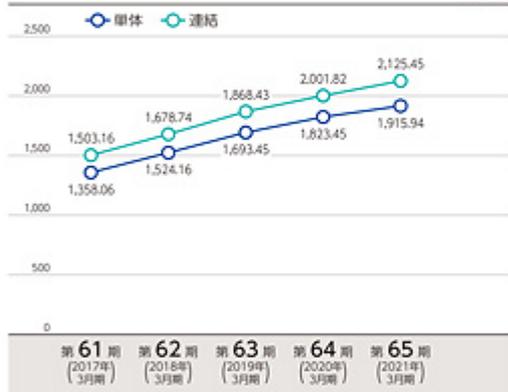
### ▶経常利益

(単位:百万円)



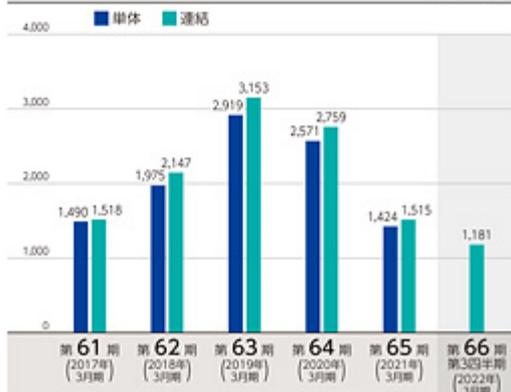
### ▶1株当たり純資産額

(単位:円)



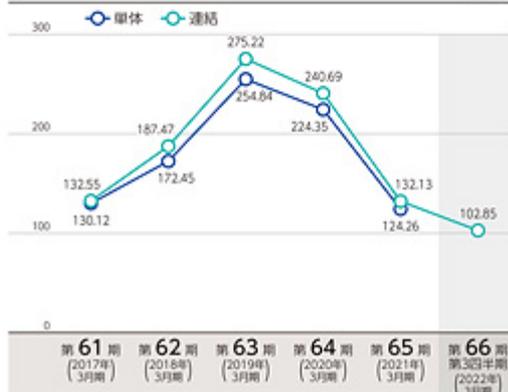
### ▶当期純利益(単体)/親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益(連結)

(単位:百万円)



### ▶1株当たり当期(四半期)純利益金額

(単位:円)



## ▶ 主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

回次	第61期	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期 第3四半期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
(1) 連結経営指標等						
売上高	60,260,143	67,849,915	82,978,430	80,408,263	63,910,429	47,664,339
経常利益	2,215,867	3,010,400	4,636,704	4,090,804	2,162,921	1,522,945
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益	1,518,540	2,147,779	3,153,052	2,759,267	1,515,182	1,181,495
包括利益又は四半期包括利益	1,522,510	2,469,797	2,915,121	2,389,779	2,181,116	1,857,297
純資産額	17,220,768	19,232,257	21,548,330	23,138,846	24,551,650	25,767,146
総資産額	33,341,853	38,014,163	42,940,100	44,694,956	41,747,484	40,054,886
1株当たり純資産額 (円)	1,503.16	1,678.74	1,868.43	2,001.82	2,125.45	-
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	132.55	187.47	275.22	240.69	132.13	102.85
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	51.65	50.59	49.85	51.36	58.38	63.86
自己資本利益率 (%)	9.10	11.78	15.52	12.44	6.40	-
株価収益率 (倍)	10.00	9.23	6.22	5.70	11.29	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	809,988	△686,503	2,272,609	3,079,749	3,452,084	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△311,320	△145,257	△903,929	△9,074	△885,129	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△471,612	727,782	△912,669	△2,080,850	△743,809	-
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	3,258,029	3,134,998	3,936,939	4,930,077	6,685,308	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	601 (-)	625 (-)	681 (-)	707 (-)	702 (-)	-

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第63期の期首から適用しており、第62期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を通じて適用した後の指標等となっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

売上高	55,718,124	63,350,321	74,885,605	72,056,382	58,286,812
経常利益	2,058,531	2,755,948	4,246,196	3,743,837	2,039,455
当期純利益	1,490,660	1,975,629	2,919,559	2,571,914	1,424,878
資本金	1,311,778	1,311,778	1,311,778	1,311,778	1,311,778
発行済株式総数 (株)	12,067,120	12,067,120	12,067,120	12,067,120	12,067,120
純資産額	15,558,471	17,461,337	19,400,512	20,910,152	21,970,710
総資産額	30,836,582	36,135,387	39,754,901	41,308,065	37,853,500
1株当たり純資産額 (円)	1,358.06	1,524.16	1,693.45	1,823.45	1,915.94
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	40.00 (15.00)	55.00 (15.00)	82.00 (35.00)	72.00 (25.00)	60.00 (20.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	130.12	172.45	254.84	224.35	124.26
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	50.45	48.32	48.80	50.62	58.04
自己資本利益率 (%)	9.97	11.97	15.84	12.76	6.65
株価収益率 (倍)	10.19	10.03	6.72	6.12	12.01
配当性向 (%)	30.74	31.89	32.18	32.09	48.29
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	484 (-)	497 (-)	507 (-)	530 (-)	531 (-)
株主総利回り (比較指標: 配当込みTOPIX) (%)	122.2 (114.7)	163.2 (132.9)	169.0 (126.2)	145.0 (114.2)	161.1 (162.3)
最高株価 (円)	1,345	2,220	2,297	1,880	1,598
最低株価 (円)	913	1,187	1,513	1,082	1,120

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2. 当事業年度の1株当たり配当額には、創立100周年記念配当20円を含んでおります。  
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
4. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。  
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第63期の期首から適用しており、第62期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を通じて適用した後の指標等となっております。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[ 株価情報等 ]

### 1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

2019年2月18日から2022年2月4日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



(注) 1 . ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。  
 ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。  
 ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 . P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R ( 倍 ) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期利益}}$$

2019年2月18日から2019年3月31日については、2018年3月期有価証券報告書の2018年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2019年4月1日から2020年3月31日については、2019年3月期有価証券報告書の2019年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2020年4月1日から2021年3月31日については、2020年3月期有価証券報告書の2020年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2021年4月1日から2022年2月4日については、2021年3月期有価証券報告書の2021年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

### 2 【大量保有報告書等の提出状況】

2021年8月18日から2022年2月4日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「事業等のリスク」について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（2022年2月18日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」について追加がありました。

以下の「 . 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」は、当該「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」を一括して記載したものであり、追加箇所については\_\_\_\_\_野で示しております。

また、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（2022年2月18日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

以下の「 . 事業等のリスク」は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「 . 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日（2022年2月18日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。また、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

#### . 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2022年2月18日）現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社は設立以来、「Supporting Industry Company」を標榜し、日本の《ものづくり》に対するお役立ち企業となるべく、事業展開してまいりました。

「信頼 すべては人から始まる お客様と共に 従業員と共に 社会と共に」を経営理念として掲げ、商社機能を持ったF Aエンジニアリング企業として必要な技術力を磨き、顧客満足度と顧客期待度を向上させるよう努めております。

#### (2) 経営戦略等

当社グループでは、「“新たな価値創造”と“自ら考え考動する”」を基本方針とした第10次中期経営計画（2021年度～2023年度）をスタートさせ、お客様の変化に応じた新たな価値創造・価値提供を目指してまいります。

また、当社は東京証券取引所にて2022年4月に適用される新市場区分についてプライム市場を選択しております。移行基準日時点（2021年6月30日）において、当該市場の上場維持基準のうち一日平均売買代金を充たしておりませんが、上場維持基準適合に向けた取組は、第10次中期経営計画に基づき、企業価値の向上を実現していくことを基本方針として進めてまいります。

なお、2021年12月14日に開示した「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」において、上場維持基準の適合に向けた取組の基本方針、課題及び取組内容を記載しております。

#### (3) 目標とする経営指標

当社グループは、事業活動の成果を示す売上高、営業利益等を重要な経営指標と位置づけ、2022年3月期の目標を次のように設定しております。

	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)
2022年3月期	68,000	2,150	2,320	1,620

また、自己資本利益率（ROE）につきましては安定的に8%以上を確保することを目標としております。

## (4) 経営環境

今後の景気見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症収束の目途が立っておりませんが、ワクチンの普及により経済活動が徐々に正常化していくことを想定し、自動車関連企業におきましては、CASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）への取り組みに向けた投資は底堅く推移していくものと見込んでおります。また、電気・電子・半導体、工作機械・産業機械関連企業におきましても、設備投資や生産動向は持ち直してくるものと予想しております。

## (5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

第10次中期経営計画における主要な戦略課題につきましては以下のとおりであります。

- 自動車ビジネス強化に向けた体制整備
- ものづくりにおけるカーボンニュートラルへの貢献
- エンジニアリング事業の競争力強化
- 海外ビジネスの拡大
- 新たな価値創造に向けた経営基盤の確立

## ・ 事業等のリスク

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

## (1) 特定の取引先への依存度について

## 特定の販売先について

当社グループは制御機器、産業機器、計測機器等の販売の他、検査装置、生産支援システムなど自社開発製品の設計、製造等を主な事業としております。当社グループでは、これらの商・製品等の販売において自動車関連産業及びトヨタグループへの依存度が高くなっております。

したがいまして、当社グループの経営成績は自動車関連産業及びトヨタグループの設備投資動向に影響を受ける可能性があります。

こうした中、持続的な成長に向けて、エンジニアリング力の強化や新商材開発に注力することで、自動車関連産業における販売領域の拡大を図るとともに、電気・電子・半導体、工作機械・産業機械関連産業への販売拡大及びグローバルビジネスの拡大に取り組んでおります。

なお、最近5年間の当社の売上高における自動車関連産業並びにトヨタグループに対する売上高及び売上構成比は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
売上高	55,718,124	63,350,321	74,885,605	72,056,382	58,286,812
自動車関連産業に対する売上高	24,229,220	28,503,907	36,377,836	38,194,057	27,695,593
自動車関連産業に対する売上構成比	43.5%	45.0%	48.6%	53.0%	47.5%
トヨタグループに対する売上高	24,331,845	28,465,259	36,717,537	36,769,501	27,199,469
トヨタグループに対する売上構成比	43.7%	44.9%	49.0%	51.0%	46.7%

（注） 上記トヨタグループに対する売上高には、トヨタ自動車株式会社及びトヨタ自動車株式会社が定めるトヨタグループ16社への売上高に加え、トヨタ自動車株式会社及び当該グループ各社が出資している企業への売上高を含んでおります。

特定の仕入先への依存度について

当社グループは前述のとおり制御機器、産業機器、計測機器等の販売の他、検査装置、生産支援システムなど自社開発製品の設計、製造等を主な事業とする、エンジニアリング機能を持った商社であります。現在、当社グループの仕入先は多岐にわたっておりますが、主要な仕入先であるオムロン株式会社からの仕入高の割合は比較的高くなっております。

したがって、当社グループの経営成績は、オムロン株式会社の経営方針及び販売政策、並びに販売政策変更による契約内容の変更等があった場合に影響を受ける可能性があります。

オムロン株式会社とは友好的かつ継続的な関係を維持する目的等により、代理店基本契約を締結しております。代理店基本契約には、契約商品、代理店表示、価格、返品、支払、商標、機密保持などの重要な項目が規定されております。代理店基本契約は原則1年毎の更新となっておりますが、契約上は当該契約の各条項に著しく違背した場合や、当該契約の円滑な履行が困難となった場合等に、何らの催告を要せず契約を全部又は一部を解除することができることとなっております。

（単位：千円）

	仕入品目	2020年3月期		2021年3月期	
		金額	割合	金額	割合
オムロン株式会社	制御機器、各種電子部品等	13,489,492	20.0%	11,284,291	20.8%

(2) 海外進出に潜在するリスクについて

当社グループの経営成績は、自動車関連産業の動向に影響を受ける傾向にありますが、その自動車関連産業は、グローバル化を積極的に推進しており、その対応が求められております。

当社ではこのような環境を踏まえ、取引先の海外生産の立ち上げや現地でのニーズに迅速に対応するため、米国、英国、中国、タイ王国に、子会社を設立しております。

当社における海外取引のほとんどはこれらの海外子会社への輸出取引であり、為替リスクを最小限にとどめるため原則として為替予約でカバーする努力を行っております。

また当社では取引先の海外進出が増加する中、海外子会社における取引拡大に止まらず、将来的には新たな拠点展開を含めて検討していく所存であります。

海外市場への進出には、為替リスクや国際金融など経済的リスク、戦争、テロ、疫病など政治的、社会的リスクなど、現時点では予測不可能なリスクが内在している可能性があり、これらの事象が発生した場合には経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループとしては、現地での動向について、海外拠点における情報網に加え、日本国内からの支援及び必要に応じて外部コンサルタントを活用した情報収集を図り、適切な対応を行うよう努めております。

(3) 物流業務の集約化におけるリスクについて

当社は、トータルロジスティックコスト及び在庫の削減、物流業務の改善に向けたインフラ整備等を目的に1996年から全社物流業務を物流センター（名古屋市）1拠点に集約化しておりますが、物流センター所在地域又は全国配送ネットワークに大規模な地震、風水害等の災害や事故が発生した場合、代替手段を持っていないため、顧客に対する商品供給にリスクが生じ、一時的に当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制について

当社グループは主要事業である制御機器、産業機器、計測機器等の販売について、法的規制や行政指導は特にありませんが、産業機器及び計測機器の設置等については、建設業法に基づき、一般建設業許可及び特定建設業許可を受けております。一般建設業許可及び特定建設業許可については、5年毎にその更新を受けることとされており、現時点におきまして、これら免許の取消事由に該当する事実はないと認識しておりますが、今後何らかの要因により許可が取り消された場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

この対策として、関係法令の改正情報を常に入手し対策を行うことで、法令遵守を徹底しております。

## (5) 業績の変動について

当社グループの事業における大型設備案件は、年度末に完成、納入となる場合が比較的多く、また、主要顧客の多くが3月期決算の会社であり、その設備投資は期初には慎重に推移し、期末にかけて活発になる傾向があることから、当社グループの業績は上半期と比較し下半期の比重が高くなる傾向があります。

こうした傾向に対し当社グループでは、大型設備案件の納期管理を徹底し、計画どおりに完成、納入ができるよう努めております。

なお、最近2連結会計年度における四半期別の売上高及び営業利益の推移は下表のとおりであります。

	2020年3月期				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
売上高(千円)	17,764,186	19,264,046	18,631,704	24,748,325	80,408,263
構成比(%)	22.1	23.9	23.2	30.8	100.0
営業利益(千円)	698,518	1,040,858	838,082	1,338,193	3,915,653

	2021年3月期				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
売上高(千円)	14,077,418	15,015,540	15,249,647	19,567,822	63,910,429
構成比(%)	22.0	23.5	23.9	30.6	100.0
営業利益(千円)	203,456	455,001	254,527	980,488	1,893,474

## (6) 新型コロナウイルス感染症について

世界的な新型コロナウイルス感染症の影響により、当社グループにおいても事業を取り巻く環境について先行き不透明な状況が発生しております。想定されるリスクとして、仕入先からの商品供給の遅れや景気後退による主要顧客の設備投資の減少などが想定されます。これらに対しては、仕入先や主要顧客との情報連携を強化し、その影響を軽減していくよう努力しております。

また、当社グループとして、従業員やお客様、地域の安心・安全を第一に、次のような対策により感染予防に取り組んでおります。

- ・安全衛生の徹底(マスク着用、手指のアルコール消毒等)
- ・在宅勤務、時差出勤の推進
- ・不要不急の国内、海外出張の禁止

今後も動向を注視しながら適宜対策を講じてまいります。さらなる感染拡大等、想定を超えるような事態が発生する場合には、当社グループの財政状態や業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

## 2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第65期事業年度）における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」については、本有価証券届出書提出日（2022年2月18日）現在（ただし、既支払額については2022年1月31日現在）、以下のとおりとなっております。

### （1）重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 （百万円）	既支払額 （百万円）		着手	完了	
提出会社 豊田支店	愛知県 知立市	豊田支店 新社屋建設	1,195	148	増資資金 （注）2． 自己資金	2021年11月	2022年7月	（注） 3．
提出会社 本社	名古屋市 中村区	基幹システ ムの更新	538		増資資金 （注）2． 自己資金	2021年9月	2023年8月	（注） 3．
提出会社 豊田支店	愛知県 知立市	産業用燃料 電池（FC） 発電機等	200		増資資金 （注）2． 自己資金	2021年6月	2024年10月	発電規模 50kW

（注）1．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2．今回の一般募集及び第三者割当増資による調達資金であります。

3．完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

4．当社グループは単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略しております。

## 3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第65期事業年度）の提出日以後本有価証券届出書提出日（2022年2月18日）までの間において、2021年6月24日開催の当社第65回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、2021年6月25日に臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

### （1）当該株主総会が開催された年月日

2021年6月24日

### （2）当該決議事項の内容

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、林正弘、舟橋範、杉脇弘基、佐合俊治を選任する。

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、大藪一彰を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議の結果
第1号議案					
1 林 正弘	94,606	690	0	99.22	可決
2 舟橋 範	94,606	683	0	99.22	可決
3 杉脇 弘基	94,747	542	0	99.38	可決
4 佐合 俊治	94,831	470	0	99.47	可決
第2号議案	95,036	268	1	99.70	可決

(注) 各議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第65期)	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	2021年6月24日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第66期第3四半期)	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日	2022年2月14日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

**第五部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第六部【特別情報】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月24日

明治電機工業株式会社

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村 哲也
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金原 正英
--------------------	-------	-------

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明治電機工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治電機工業株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

連結会計年度末直前に計上される売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結売上高の大半を占める明治電機工業株式会社の売上高は、主要顧客の多くが3月期決算の会社であり、その設備投資は期初には慎重に推移し、期末にかけて活発になる傾向があること、また、事業における大型設備案件が、年度末に完成、納入となる場合が比較的多くあることから、当第4四半期の連結売上高は19,567,822千円であり、当期の連結売上高の30.6%を占めている。</p> <p>売上高の計上については、実現主義の原則に基づき、財の引渡し完了し、かつ、対価が成立したと判断される時点で認識される。注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4.会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準に記載されているとおり、明治電機工業株式会社では、売上高の計上は、原則として出荷基準によっており、搬入据付を伴う売上については検収基準を適用している。</p> <p>実現主義の適用にあたっては、主に以下の理由から、不適切な会計期間に売上高が計上されるリスクが存在する。</p> <p>出荷基準については、当連結会計年度に出荷されたが、4月に訂正が行われ、結果として当連結会計年度に計上すべきではない売上高が計上される可能性があること</p> <p>検収基準については、検収が行われていないにもかかわらず売上高が計上される可能性があること</p> <p>以上から、当監査法人は、連結会計年度末直前に計上される売上高の期間帰属の適切性の検討が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、当連結会計年度末直前に計上される売上高の期間帰属が適切であるか否かを検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <p>売上高の計上プロセスに関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <p>売上高の計上に関連するITシステムの全般統制及び業務処理統制</p> <p>出荷基準に関する統制について、販売部門から独立した部門の担当者が出荷業務の実施を確認する統制</p> <p>検収基準に関する統制について、販売部門から独立した部門の担当者が、売上高の認識時点と顧客から入手した検収を示す証憑の入手を確認する統制</p> <p>(2)売上高の期間帰属の適切性の検討</p> <p>当連結会計年度末の売上高が適切な会計期間に計上されているか否かを検討するため、以下を含む監査手続を実施した。</p> <p>期間帰属の適切性が損なわれるリスクが高い当連結会計年度末直前の3月月次の売上高を構成する取引データを対象として、次の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出荷基準で計上される取引については、最終営業日に倉庫に赴き、同日の売上の送り状を入手し売上データとの照合を行った。</li> <li>検収基準で計上される取引については、一定の金額を超える取引について、検収を示す証憑が入手されていることを確認した。</li> </ul> <p>翌連結会計年度の売上高の一覧に含まれる売上訂正処理のうち、一定の条件を満たす取引の内容を把握し、当連結会計年度の売上高の取消として処理すべき取引の有無を確認した。</p>

### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### < 内部統制監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、明治電機工業株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、明治電機工業株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月24日

明治電機工業株式会社

取締役会 御中

## 有限責任 あずさ 監査法人

## 名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 哲 也
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金 原 正 英
--------------------	-------	---------

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明治電機工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治電機工業株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

（事業年度末直前に計上される売上高の期間帰属の適切性）

個別財務諸表の監査報告書で記載すべき監査上の主要な検討事項「事業年度末直前に計上される売上高の期間帰属の適切性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「連結会計年度末直前に計上される売上高の期間帰属の適切性」と実質的に同一の内容である。このため、個別財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月14日

明治電機工業株式会社

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中村 哲也指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金原 正英

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている明治電機工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2021年10月1日から2021年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、明治電機工業株式会社及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。